

韓国輸出管理の問題指摘資料を読む

米満 啓

1. はじめに

このたび2019年の対韓（「特定3品目」）輸出管理強化が解除されることになりました。そこで本欄でも当時を少し振り返ってみたいと思います。

日本政府が対韓輸出管理の強化を発表したとき、世間では当初「あの生意気な国に1発ガツンと」の論調が主でした。それが次第に「韓国政府の輸出管理はひどいね。これじゃ日本政府が管理を厳重にするのも無理ないさ」に変わっていったのを御記憶の方も多いことでしょう。

この間の経緯については『J-CAST ニュース』(<https://www.j-cast.com/2019/07/20363046.html?p=all>)が整理していますが、変化の節目としては下記①②資料の影響も大きかったのではないかと私は思います。

①五十嵐哲也氏「対韓国輸出管理：『横流し先は中国か』を統計から読み解く」

（言論プラットフォーム『アゴラ』2019.7.17 <https://agora-web.jp/archives/2040357.html>）

② 西岡力氏「安倍首相が信用しない理由」（『正論』2019年9月号）

両資料の功績、世論に与えたインパクトについて申しますと…

- ・ **五十嵐氏の資料①**は、中国が韓国から大量のフッ化水素酸を輸入していること、その大半が陝西省（サムスン子会社所在地）と江蘇省（SK子会社所在地）に向けられていることを通関データから明らかにしました。これにより、巷間言われる「日本から韓国へ輸出されたフッ化水素の横流し」**疑惑**の信憑性が高まったわけです。
- ・ **西岡氏資料②**には、2015年から2019年3月までの期間に摘発された事案の一覧表（「戦略物資無許可輸出摘発及び措置現況」）が添付されています。**156件という件数、現政権になってからの件数の急増、機微な品目も多数含まれている**ことが読み取れる資料です。その概略が2019年7月10日にフジテレビで紹介されると、「やっぱり韓国の輸出管理はザルだった。わが国の管理強化策は当然だ」と多くの人が納得したわけです。また規制違反に対する韓国の罰則の甘さの指摘も、この資料のお手柄です。

私も、中国への再輸出はあったと思っています。また「日本へ返品輸出された筈のフッ化水素ガスの行方不明」報道（2019年7月12日）に代表されるように、韓国当局の輸出管理には不備も多いのではないかと感じます。

但しそのうえのことですが、両資料の主張は論理性が弱い、あるいは浅いように感じました。簡単にいうと「あなたが発掘してきた情報は興味深い。でもだから何なの？」と思うのです。

2. 中国「横流し」問題を考える

まず考えなければいけないのは、この場合の**安全保障への脅威**です。

資料①で五十嵐氏は「横流し先であったのだから、日本から中国向けに正規の輸出手続きを踏んでも、エンドユーザーがサムスン西安、SKハイニックス無錫であった場合、恐らく許可されないであ

ろう」と述べています。特に近年中国のプレゼンス（というより、やはり「脅威」でしょう）が大きくなってきたことや、米国が中国の半導体製造能力への抑制策を打ち出していること、など考え合わせると「あの中国に横流し！」と聞いただけで衝撃を受ける人も多いことと思います。

私も中国はややこしい国と思います（特にここ数年）。アブナイ企業・機関が少なくないとも。しかしだからといって「中国？ 即ダメでしょう！」と反応するのは単純すぎるのではないかと、思うのです。

本節では、その理由3点を記します。そのうえで「私だったらここをつつく」というアイデアを付け加えたいと思います。

2-1 彼らは要注意ユーザーか

サムスンやSKハイニックスの在華法人は要注意ユーザーでしょうか？

中国の企業といっても、色々あります。軍工集団系列企業のようなちょっとコワモテのところもあれば、家電屋さんも、その他生活物資を扱う企業もあります。形態としても国有企業あり、民間資本あり。そうした中で、**韓国系の現地法人は比較的安全度が高い方**と見てよいのではないのでしょうか？

例えば米国にVEU (Validated End User) という制度があります。比較的安全度の高いユーザーをリストアップし、掲載ユーザー向けならば管理を緩和しようというものです。CISTEC サイトでは次のように説明しています。(https://www.cistec.or.jp/export/yougosyuu/ear_yougo.html)

VEU	Validated End-User(認定エンドユーザ)の略称。民生用途に関連した活動のみを行っており、商務省が国家安全保障上の利益を阻害するおそれがないと認定したエンドユーザ。特定の範囲の品目をVEU向けに輸出・再輸出する場合には、輸出許可を取得することなく、輸出・再輸出することができる。
-----	--

そしてサムスン西安・SKハイニックス無錫はこのVEUリストに掲載されているのです。(附録参照) 問題の3品目が規制免除対象かどうかは別として、この両社は一応米国では優等生と目されていることが見て取れます。

おそらく、両者向けならば、日本から直接送るとして、政府許可取得が不能ということはないだろうと私は思います。

五十嵐氏が許可取得困難と判断されたのは、「わざわざ『横流し』というトリックを使うぐらいだから、通常ルートでは無理なんだろう」という読みによるものではないのでしょうか。私はむしろサムスン・SKの本社が、「どうせウチの内部で回すだけなんだから、最初から問題ないだろ」と軽く考えてやった可能性が高いと思っています。

2-2 日本の許可制度では

ではもし日本から中国への直輸出という形をとったら、許可取得はどうなったでしょうか？

五十嵐氏の御発言を再掲します。

横流し先であったのだから、日本から中国向けに正規の輸出手続きを踏んでも、エンドユーザーがサムスン西安、SKハイニックス無錫であった場合、恐らく許可されないであろう。

この御説の信憑性を考えてみましょう。

たしかにフッ化水素の中国向け許可取得は簡単ではないと、私も思います。というのは、中国向

け申請では D1 パターンの書類が要求されるからです。提出書類中、ユーザー存在確認資料や誓約書の入手には多くの申請者が苦勞してきています。

書類の準備は大変ですが、台湾やシンガポール向け案件でも要求されるレベルのものなので中国向けだけが特別に厳しいというものではありません。また当時は今と違い、中国の半導体製造業界に対する懸念が大きく論ぜられてもいなかったのが五十嵐氏のように「どうせ申請しても却下」と考える理由もありません。

つまり中国への直輸出の困難は、「相対的」（韓国経由に比べて手続きが面倒）ではあっても「絶対的」（許可が絶対取れない）というものではなかった、と私は考えます。

五十嵐氏はそこを誤解して「中国に直輸出は絶対的に無理だから、韓国経由の誤魔化しをやったのだ」と結論されたのでしょう。

輸出令別表第 1 (提出書類: D1)			
申請様式名	通数	様式	記載欄
1 輸出許可申請書	2通		運用通達別表第 3
2 輸出許可・登簿 (プログラム) 取引許可申請内容明細書	1通		記載要領 (ア)
3 誓約書及びその写し	各 1通	-	記載要領 (イ)
4 輸出令別表第 1 の記載項目との対比表等	該当貨物毎に各 1通	-	記載要領 (ウ)
5 カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	-	記載要領 (エ)
6 需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1式	-	記載要領 (オ)
7 需要者等の誓約書及びその写し	各 1通	-	需要者等の誓約書の記載要領
8 貨物の需要者 (又は予定される需要者) の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況に係る資料	1通		記載要領 (サ)
9 当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料 (他の化学物質製造の原料又は触媒として用いる場合に限り)	1通	-	記載要領 (シ)

なお残る 2 品目（フッ化ポリイミドとレジスト）について、五十嵐氏は直接言及していませんが、宇佐美典也氏の次のような意見 (<https://agora-web.jp/archives/2040232.html>) を「非常にわかりやすく納得できる記事」として紹介しています。

では特定 3 品目について不適切な貿易管理が疑われる事案があるかということ、これはすぐに報道ベースで確認できる。(中略)

②EUV レジスト

つづいて EUV レジストに関してだが、こちらはもっと切迫している。

現在中国は「中国製造 2025」というビジョンを掲げており、半導体の国産化をめざすことを公言している。これに対してアメリカは激しく反発しており、米商務省は中国政府肝いりの DRAM メーカーである JHICC を標的に知財訴訟や輸出規制などの施策を続けざまに打っている。つまりアメリカから技術を手に入れる道は絶たれている。では中国は DRAM 製造技術をどこから手に入れようとしているかというと当然韓国である。中国の公正取引委員会は DRAM 主要 3 社 (サムスン、SK ハイニックス、Micron) に対して技術移転を強制すべく圧力をかけている。

この動きに対してアメリカ企業である Micron はアメリカ政府と歩調を揃えて抗戦しているのが、サムスンや SK ハイニックスは前述の通り折衷案として中国へ投資することになった。

前段が長くなったが、半導体の最先端プロセス技術である EUV リソグラフィーはまずロジック半導体、続いて DRAM に導入されていくと考えられている。他方で 日本は中国に対して輸出貿易管理令別表 1-7、貨物省令第 6 条、第 19 条等に基づいて最先端半導体プロセスに関する貨物の輸出、技術移転は厳しく管理する方針をとっており、韓国、中国のこうした動きは当然受け入れられない。

なおこうした集積回路に関する貿易管理は 2018 年末から 2019 年前半にかけて強化されて

おり、これは「中国製造 2025 シフト」とも言えるものである。

③フッ化ポリイミド

最後にフッ化ポリイミドについてだが、これは有機 EL の製造プロセスにおいて重要な役割を果たす材料である。他方で 2018 年 11 月にサムスンディスプレイから中国パネル企業に大規模な先端技術の流出事案があったことが広く報道されている。この流出事案は製造装置メーカーも絡む組織的な事案との疑いもある。そしてこのフッ化ポリイミドについても当然^丙輸出貿易管理令別表 1-5 等に基づいて中国に厳しく貿易管理されている品目である。

率直に言って私には「非常にミスリーディングで納得しがたい」記事でした。「元監督官庁官僚の御発言」ということで、素直に受け入れた読者もおられるでしょうが、ダメなものはダメです。以下、問題点を記します。

・下線部甲・丙

「日本は中国に対して厳しく管理する方針」と聞けば「中国は特に厳しくだな」と思いますよね。しかしそれは誤りです。

第 1 に、「中国の特別扱い」はありません。申請手続き上の区分は、台湾やシンガポール向けと同じ「と地域①」向けとして「A パターンの書類を各地経済産業局に提出」でした。(2023 年 3 月時点でも変化なし)

第 2 に、この「A パターンの書類を各地経済産業局に」は、比較的楽な申請パターンです。

右表の通り、A パターンで要求される書類は比較的シンプルです。ユーザーのプロフィール記入もありませんし、存在確認のための資料も、誓約書も要求されていません。

複雑・詳細な書類が要求されないということは、審査もそこまで深刻でないことを意味するのです。

第 3 に、結果として許可発給までの所要期間も 10 日程度が相場です。

つまり中国向けの許可取得は(少なくとも 2019 年時点では)比較的容易だったのです。「絶望的に許可取得が困難だから、韓国経由で」というのは彼の創作と思います。

輸出令別表第 1 (提出書類: A)

申請様式名	通数	様式	記載要領
1 輸出許可申請書	2通	  	運用通達 別表第3
2 申請理由書	1通	 	運用通達 別表第3
3 契約書等及びその写し	各1通	-	記載要領(イ)

・下線部乙

「2018 年末から 2019 年前半にかけて強化」された規制改正とは何でしょうか?

おそらく 2019 年 1 月 9 日施行の規制リスト改正で、レジストの規制基準が変更され、光源波長の閾値が「245nm 未満から 193nm 未満に緩和」されたことを指しているものと思います。「強化」というのは誤りでしょう。またそれは中国以外の地域向けにもひとしく行われた改正でした。

基本的な箇所間違い連発というのでは困ります。(書き手のキャリアを信頼して読む人も多いというのに)

2-3 「再輸出」は禁じられていたか

それまで（2019年6月まで）問題の3品目の対韓輸出は、一般包括許可（いわゆる「ホワイト包括」）か特別一般包括許可のどちらかを使って行われることが多かったと思います。

日本から輸入する段階で既に再輸出の計画があったのなら（これは「迂回輸出」といいます）話は別ですが、**輸入後に生ずる再輸出については、当時、上記2種の包括許可では制限を加えておりませんでした。**もし輸入後に再輸出の話が出てきたなら、現地政府の許可を取ってくれればいい、という考え方の制度なのです。

同じ話は他の地域でも存在するかと思います。例えばシンガポールやマイアミのような国際的な物流拠点へ包括許可を使ってのストック販売です。ストック品の再輸出を、普通は「横流し」とは言いません。（その国の政府許可を現地で取ればよいだけの話ですから）

したがって**単に中国に再輸出されたこと自体は、制度的に何ら問題はなく「不適切な運用」と**いえないわけです。まるで鬼の首でも取ったかのように「横流し」を連呼する人は、ちゃんとわかって発言しているのでしょうか？

2-4 ツッコミどころはこっちだ

ここまでの議論でポイントが見えてきたことと思います。

問題は、**再輸出に当たり韓国政府の許可をきちんと取っていたか、そして韓国政府はどんな審査をしたのか**だったのです。

仮に（「グループ会社に回すだけだから」ということで）「再輸出の許可」取得をサボっていたとしたら、まさしくスキャンダルですし、それを見過ごしていた当局の管理はザルだったということになります。なぜ日本の「識者」はそれを問わないのでしょうか？

一方、韓国側も、もしきちんと「再輸出の許可審査」をやっていたのなら、簡単に振り払える火の粉だったはずです。一部の論者は「韓国政府の許可を取っていたとしても『横流し』に変わりなし」と主張していますが、前述2-3で述べたように「再輸出」自体は悪ではありません。

日韓どちらもピンボケとしか言いようがありません。

3. 156 件の摘発データを考える

資料②における西岡氏の指摘は、概ね次の通りです。

- ・現政権下での件数・金額の急増
- ・違反処分の軽さ（「教育命令」が多い）
- ・イラン・シリア案件もある
- ・フッ化水素酸・ジルコニウム・ジイソプロピルアミンのような機微な品目の違反もある

いずれももっともな内容ではありますが、それだけで「韓国の管理はザル」と断定するには不十分と思います。

というのは、摘発案件の数や深刻さは「取り締まり当局が頑張った成果」とも言えるからです。韓国政府が「韓国の戦略物資輸出管理制度が効果的かつ透明に運営されているという傍証」と反論している (<http://japan.hani.co.kr/arti/economy/33858.html>) のは、その意味でのことといえるでしょう。

これでは水掛け論です。

そこでこのリストを見て私が気づいたことを2点記します。

1) 中国向けフッ化水素酸の摘発実績がないこと。

韓国からサムスン西安・SK ハイニクス無錫向けの輸出は存在していたでしょうが、それらを違法な輸出と当局は認識していなかったことを意味します。やはり前節でも述べたようにそれらの輸出は韓国政府の許可を経てのものだったのかが重要ポイントであることがわかります。

2) 北朝鮮向けの摘発がゼロということ。

いわゆる「瀬取り」が存在しない筈はありません。それなのに摘発ゼロということは、韓国では合法（取り締まり対象でない）であるか、違法だが黙認されていたかのどちらかであることを意味します。

上記2点、きちんと突っ込まなければウソだと私は思うのですが、みなさんはどうお感じになることでしょうか？

記事に関係した人たちには、単に件数の大小だけで騒ぎ立てるのではなく、きちんと中身を見て議論してほしかったと思います。

< 附録 > 米国 VEU リスト抜粋

Validated End-User (VEU) List

Supplement No. 7 to Part 748 page 14

Country	Validated End-User	Eligible Items (By ECCN)	Eligible Destination	Federal Register Citation
Nothing in this Supplement shall be deemed to supersede other provisions in the EAR, including but not limited to § 748.15(c).				
	Samsung China Semiconductor Co. Ltd.	1C350.c.4, 1C350.d.14, 2B006.a, 2B006.b.1.d, 2B230, 2B350.d.2, 2B350.g.3, 2B350.i.3, 3A233, 3B001.a.1, 3B001.b, 3B001.e, 3B001.f, 3B001.h, 3C002, 3C004, 3D002, and 3E001 (limited to "technology" for items classified under 3C002 and 3C004 and "technology" for use consistent with the International Technology Roadmap for Semiconductors process for items classified under ECCNs 3B001 and 3B002).	Samsung China Semiconductor Co., Ltd., No.1999, North Xiaohe Road, Xi'an, China 710119	78 FR 41291, 7/10/13. 78 FR 69535, 11/20/13. 79 FR 30713, 5/29/14. 80 FR 11863, 3/5/15.
	Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation	1C350.c.4, 1C350.d.14, 2B230, 2B350.d.2, 2B350.g.3, 2B350.i.4, 3B001.a.1, 3B001.b, 3B001.e, 3B001.f, 3B001.h, 3C002, 3C004, 5B002, and 5E002 (controlled by ECCNs 5A002, 5A004, or 5A992 that have been successfully reviewed under the encryption review process specified in Sections 740.17(b)(2) or 740.17(b)(3) of the EAR).	Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation – HFab 2, 668 Guoshoujing Road, Zhangjiang Hi-Tech Park, Shanghai 201203 China Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation – HFab 1, 1188 Chuanqiao Road, Pudong, Shanghai 201206 China Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation – GFab1, 1399 Zuchongzhi Road, Zhangjiang Hi-Tech Park, Shanghai 201203 China	78 FR 32981, 6/3/13.

Export Administration Regulations

Bureau of Industry and Security

June 17, 2020

Validated End-User (VEU) List

Supplement No. 7 to Part 748 page 15

Country	Validated End-User	Eligible Items (By ECCN)	Eligible Destination	Federal Register Citation
Nothing in this Supplement shall be deemed to supersede other provisions in the EAR, including but not limited to § 748.15(c).				
	SK hynix Semiconductor (China) Ltd.	3B001.a, 3B001.b, 3B001.e, and 3B001.f.	SK hynix Semiconductor (China) Ltd., Lot K7, Wuxi High-tech Zone Comprehensive Bonded Zone Wuxi New District, Jiangsu Province, China 214028.	75 FR 62462, 10/12/10. 77 FR 40258, 7/9/12. 78 FR 3319, 1/16/13. 78 FR 69535, 11/20/13
	SK hynix Semiconductor (Wuxi) Ltd.	3B001.a, 3B001.b, 3B001.e, and 3B001.f.	SK hynix Semiconductor (Wuxi) Ltd., Lot K7-1, Wuxi High-tech Zone Comprehensive Bonded Zone Wuxi New District, Jiangsu Province, China 214028.	75 FR 62462, 10/12/10. 77 FR 40258, 7/9/12. 78 FR 3319, 1/16/13. 78 FR 69535, 11/20/13
India	GE India Industrial Pvt Ltd.	1C002.a.1, 1C002.a.2, 1C002.b.1.a, 1C002.b.1.b, 1E001, 2E003.f, 9E003.a.1, 9E003.a.2, 9E003.a.4, 9E003.a.5, 9E003.a.6, 9E003.a.8, and 9E003.e.	GE India Technology Centre Private Limited (GEITC) No. 122, EPIP, Phase II Hoodi Village, Whitefield Road Bangalore 560066, Karnataka, India. Bangalore Engineering Center (BEC) c/o GE India Technology Centre Private Limited (GEITC) No. 122, EPIP, Phase II Hoodi Village, Whitefield Road Bangalore 560066, Karnataka, India.	74 FR 31620, 7/2/09. 74 FR 68147, 12/23/09. 77 FR 10953, 2/24/12.

Export Administration Regulations

Bureau of Industry and Security

June 17, 2020

※ 2023年3月時点でも BIS サイトには上記と同じ2020年6月版が掲載されています。